

事業経過報告

(令和5年7月1日から令和6年6月30日まで)

総括

本協会は昭和61年の旧民法下における社団法人時代から、官公署による不動産表示登記の適正かつ迅速な実施に寄与してまいりました。

この取り組みは、平成25年「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益社団法人への移行後も変わる事のない公益目的事業です。

令和6年元日の能登半島地震をはじめとした近年頻発する自然災害は、時には我々の大切なインフラを一瞬にして破壊してしまう事もありますが、社員皆様には、本協会が生み出す業務成果が万一県下で大災害が起こった際の重要な復旧情報となり得る事も念頭に、本協会の活動趣旨をご理解いただき、協会事業に日々誠実に取り組んでいただいている事に厚く御礼を申し上げます。

令和5度の事業実績は、各支所会議でもご報告いたしましたが、前年度対比で約104パーセント、受注件数も約108パーセントと前年度を上回る事ができました。

実績額の増減は、官公署が行う公共事業実施内容の事情にもよりますが、その中において、国民・県民の大切な権利の客体である不動産の表示に関する登記の嘱託手続きを適正かつ円滑に進め、発注官公署様の期待に添う成果を納められてこられた証であると評価させていただきます。

会務につきましては、令和5年度事業計画の基本方針を柱とし、令和5年10月から実施していますインボイス特別会費の適正な取り扱い、ホームページの利活用向上に向けた検討、業務研修会での算定事例の研究、県内各官公署に向けた事業推進活動の実施等に注力してまいりました。その他詳細は各部報告をご参照ください。

なお、平成29年と翌30年の2年に亘り本協会の自主事業講演会にご登壇いただくなど、長きに亘り筆界論についてご教示くださった寶金敏明先生が本年1月15日にご逝去されました。寶金先生のこれまでのご高配に感謝いたしますと共に、生前のご功績を偲び心からご冥福をお祈り申し上げます。

総務経理関係

(1) 総務部事業報告

本協会の事業計画基本方針を達成するために、公益法人制度関係法令及び本協会の定款・規則・規程に則って以下の事業を実施し、広く社会から信頼される法人として適正な運営を行うことを年度当初の計画に掲げました。

以下各事業についての報告です。

①役員、社員及び職員の研修会の開催。

3月7日に新入社員を対象とした研修会を実施しました。また、6月13日に業務研修会を開催し、業務部による算定調書に関する研修、総務部による安全研修を行いました。

また、理事会において全公連、近公連が開催した研修会への参加報告を逐次行って情報共有と役員の資質向上を図り、事務局職員とも情報交換を密にするよう心がけました。

②定款・各種規則・規程を常時確認し、法令との整合性を図る。

育児休業規程と介護休業規程を統合し、育児介護休業規程を新設しました。また、就業規程・旅費規

程の改正を行いました。

③本協会の監督官庁である滋賀県の公益認定相談窓口より運営等において相談、指導を仰ぐ。

運営上の疑問点については都度同窓口に相談し、公益法人として適切な運営に努めました。

④各種備付書類及び帳簿関係の整理を行い、事務の効率化に努める。

定款の規定により公開を要する書面関係については事務局に掲示し、その他の書類関係については事務局担当者において直ちに確認できるように常に整理しました。

⑤ホームページ利活用の充実を図る。

更新がある掲載内容に関しては最新の情報を掲載するよう努めました。また、ホームページのデザインをリニューアルしました。

⑥社員からの各種報告事項の徹底を行い、協会としての対処の迅速化に努める。

業務処理規則第12条に基づく報告書及び保険加入の写しの提出の徹底を行いました。

⑦委員会制度の充実を図り、社員の帰属意識向上と組織としての効率的かつ適正な活動を目指す。

ホームページの管理等、PC関連で知識が必要な部分に対応できる体制を整えるために設置しているPC委員会で必要な対応を取りました。また、令和4年4月に日調連から土地家屋調査士報酬額算定参考資料が公表され、全公連および一部の公嘱協会ではこれを一部取り入れていこうとする動きがあります。本協会において、この内容が滋賀県の地域性に適切なものであるか、また、現在の報酬額算定との整合性等について検討するため報酬額歩掛検討委員会を設置しました。

⑧土地家屋調査士による災害時緊急支援体制の確立を行うとともに、防災、減災に向けた研究・提案を行う。

本協会理事に事務局を加えたメンバー間で災害時緊急連絡網の整備を行いました。1月1日の能登半島地震の際には理事会メンバー間でSNSを利用した安否確認を行いました。

⑨滋賀県土地家屋調査士会・滋賀県土地家屋調査士政治連盟との意見交換会を実施する。

5月27日調査士会、政治連盟との3者会議に参加し意見交換を行いました。また、政治連盟主催の勉強会に参加し、意見交換と情報共有を行いました。

⑩全公連・近公連が開催する会議へ参加し、事業活動のための情報収集を行う。

全公連・近公連が招集するすべての会議に参加し情報を収集しました。

⑪必要に応じて、顧問弁護士に協会運営に係る各種法律解釈等を相談する。

法的解釈を要する事案については顧問弁護士に相談の上対処しました。

⑫マイナンバー等の個人情報の適正な管理を行う。

マイナンバー等の個人情報については、保管場所を特定し適正な管理に努めました。

⑬「働き方改革」を実践するための課題について検討する。

職員の育児介護休業に関する規程を見直し、現行法に対応した規程を新設しました。

⑭上記①から⑬に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告を徹底する。

理事会ごとに各部長および各担当者からの報告を実施して事業の進捗状況の把握に努めました。

(2) 経理部事業報告

公益法人会計基準を遵守し、円滑な事業活動が実施できるよう適正なる会計処理を行うために以下の事業を実施することを年度当初の計画に掲げました。

以下各事業についての報告です。

①適正な予算執行と資金繰り状況の把握を行い、事業推進の円滑な実施を図る。

本協会の事業計画に則った予算執行を常に意識して事業が円滑に実施されるように努めました。また、各会計の残高と予算執行状況、経常経費等を注視し、資金繰り状況の把握に努めました。

②公益法人としての活動を実施するための各部からの意見を収集し、事業支出での適正なる対応を行う。

自主事業の進捗状況を注視し、各部担当部長から意見を収集して適正に事業支出することにより、計画的かつ速やかに事業が完了できるよう努めました。

③公益目的事業会計において、収支相償を常に意識した会計処理を図る。

公益法人会計基準における大原則である公益目的事業会計の収支相償を達成できるように常に収入と支出との関係を注視するよう努めました。

④公益目的事業会計及び法人会計のより適切な配賦基準を検討する。

各会計間の配賦基準が適切であるか検討しました。

⑤顧問税理士と協議を行い適正なる会計処理を図る。

決算や中間決算の前には顧問税理士に確認を求め、会計基準に則った適正な会計処理ができるよう努めました。また、疑問点があった場合などに顧問税理士と相談を行い、適正な会計処理ができるよう指導・助言を受けました。

⑥インターネットバンキングの利用により入出金、残高のチェックを行い、事務局にて適正な会計処理が行われるよう監督を行う。

インターネットバンキングにて通帳残高及び入出金をチェックして事務局にて適正な会計処理が行われるよう監督に努めました。

⑦本年10月に始まる適格請求書等保存方式（インボイス制度）に必要な対策として創設したインボイス特別会費について、適正な管理及び運営を実施する。

適格請求書発行事業者登録状況に関する報告により、社員のインボイス登録状況を確認し、インボイス特別会費の適正な管理及び運営に努めました。

⑧上記①から⑦に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

数年ぶりにほぼコロナ禍以前の状況に戻りましたが、各事業に対して定期的に検証し、本協会の会計基準や規程に則った適正な会計処理に努め、理事会等で報告を行いました。

業務事業推進関係

（１）業務部事業報告

本協会の基本方針に則り、不特定多数の国民に対して不動産における権利の明確化に寄与することを目的として、以下の事業を実施しました。

①業務担当社員に各種報告事項の提出を徹底

公益法人として把握しておくべき情報機能が着手届にはあることを周知徹底しました。着手届は、官庁からの業務発注や相談があった際に業務担当社員を把握するために使用します。また、業務完了時に提出する完了届は、自主事業①の境界標識および自主事業②の引照点を設置した個数を把握するために使用することを説明しました。

②報酬額の適正な運用の徹底及び業務担当者への助言・支援

公益法人として業務への関与を徹底するため、全ての業務について業務承認を行いました。また、業

務研修会を開催し、社員の算定調書に対する質問事項に回答するとともに、事例に基づいて実際に算定調書を作成し、算定に対する理解を深めました。

③成果品のデータ収集と協会におけるデータ管理の安全性確保

社員から提出された成果品の収集について、改善点を検討しつつ管理を行いました。成果品提出件数の増加に伴うデータ量増加への対応として、データサーバーを導入し、データのバックアップ方法を改善するなど、利用環境の向上および安全性の確保に努めました。

④関連事業における地図作成業務への支援体制を検討し、積極的に地図整備事業への参加を図る

事業推進部と連携し、支援規程に基づき作業の効率化を検討しました。

⑤自主事業の推進による県民の不動産権利の明確化

別記の自主事業について担当理事を選任し、事業を実施しました。

⑥オンライン申請の推進による法務行政への寄与

調査士報告方式を嘱託登記業務に利用しやすくするため、当協会は電子署名を取得しております。また、協会が発行する委任状について社員説明会で説明し、オンライン申請の利用促進を図りました。

⑦上記①から⑥に掲げる事業に対する定期的検証と理事会での報告の徹底を図る。

各項目について定期的に検証を行い、理事会へ報告を行いました。

(2) 事業推進部事業報告

本協会の基本方針に則り、事業の推進を行うため業務部と連携して以下の事業を実施しました。

①委託契約に関する事項

ア 大規模事業への参画

令和6年6月20日に法第14条第1項地図作成作業やその他の入札への参加はいたしましたが、残念ながら落札には至りませんでした。

イ 契約先関係各課へのさらなる制度の啓発

年度当初および年始に役員による挨拶回り、制度啓発を行いました。また、県内3カ所の農業農村振興事務所、長浜土木事務所木之本支所、大津市企業局を訪問し、本協会に相談していただきやすくなるための提案や現在推進されている事案や業務に関わる質問をいただき、回答しました。

ウ 未契約市町への継続的提案

未契約であった日野町及び豊郷町を訪問して、本協会と契約して頂くことによるメリット等を説明しました。その結果、豊郷町と契約に至りました。また、官公署等への啓発のために作成している本協会パンフレットを新たにするための検討を行いました。

エ 官民境界確定補助業務の研究

官民境界確定補助業務について大津市から相談があり、具体的な提案をして業務発注に至りました。

オ 筆界特定業務の研究

主に常任理事会において、公益法人としてどのように関与する事が適切かを検討しました。

② 研修会・講演会及び社員教育に関する事項について

ア 報酬額運用の研究

業務部と連携して業務研修会及び新入社員研修会で使用する例題の作成や全社員からの質問を募集し、その回答を検討しました。

イ 成果品管理の研究

全公連、近公連での情報収集を行い検討しました。

ウ 外部研修への講師派遣

昨年度に引き続き勉強会のご依頼があった長浜市は令和5年8月2日及び令和6年6月27日に、東近江市は令和5年11月24日に当該支所役員を講師として派遣いたしました。

③ 他団体等との協議会、研修会に関する事項について

ア 近公連、全公連、他協会主催の研修会への参加

関係団体主催の研修会等への参加

(ア) 日調連研修会（令和5年10月24日ZOOM・神戸文化ホール）

㊦ 「阪神淡路大震災の教訓から」

講師 前神戸市消防局長 鍵本敦氏

㊧ 「岡崎市の狭あい道路解消の現状」

講師 岡崎市役所都市政策部 次長 牧野泰司氏

㊨ 「狭あい道路の解消に向けた国土交通省の取り組みについて」

講師 国土交通省住宅局市街地建築課 課長 村上慶裕氏

㊩ 「街づくりに果たす土地家屋調査士の役割」

講師 参議院議員 豊田俊郎氏

(イ) 全公連研修会（令和5年11月13日・ホテルメトロポリタンエドモンドにて）

㊦ 「土地家屋調査士の将来展望と今後の日調連の活動」

講師 日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田潤一郎氏

㊧ 「旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領（省令）の改正が、今後の土地家屋調査士業務ないし公嘱業務に及ぼす影響について」

講師 全公連学術顧問 弁護士 寶金敏明氏

㊨ 「中部ブロック協議会における『きっかけづくり委員会』の活動について」

講師 きっかけづくり委員会 委員長 林克憲氏（岐阜協会）

㊩ 「福岡協会業務における進捗管理及び成果品チェックについて」

講師 公益社団法人福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
業務管理委員長 白水卓治氏

㊪ 「愛知協会業務における進捗管理及び成果品チェックについて」

講師 公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
副理事長 服部修司氏

㊫ 「狭あい道路解消嘱託業務について」

講師 全公連 業務担当副会長 伊藤秀樹氏

(ウ) 政治連盟主催の勉強会（令和6年2月9日・キラリエ草津にて）

「専門資格者による合同勉強会の意義と今後の協会体制について」

講師 滋賀県土地家屋調査士会 法25条2項委員 上田忠勝氏

「官民境界確定の現状と課題について」

講師 滋賀県土地家屋調査士会 法25条2項委員長 熊谷直樹氏

(エ) 近公連研修会（令和6年4月19日エルおおさか）

「公嘱業務と公共契約：環境の変化と立法の動向」

講師 上智大学法学部国際関係法学科教授 楠茂樹氏

(オ) 全公連研修会（令和6年6月7日・ホテルメトロポリタンエドモンド）

㊦ 「狭あい道路の解消に向けた取組～狭あい道路対策に関するガイドラインについて～」

講師 国土交通省住宅局市街地建築課 課長 村上慶裕氏

㊧ 鼎談「土地家屋調査士の明るい未来」

日調連 会長 岡田潤一郎氏

全調政連 会長 椎名勤氏

全公連 会長 榊原典夫氏

コーディネーター 全調政連副会長 山本明宏氏

④ 広報に関する事項について

ア 各種自主事業成果の公開

各種自主事業の公開及び公開に向けた検討を行いました。詳細は後述します。

イ 調査士会主催事業への協賛

令和5年度に協賛対象となる調査士会事業がありませんでした。

⑤ 上記①から④に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

各項目に関し、定期的に検証を行い、理事会へ報告を行いました。

別 記

(ア) 自主事業①（境界標設置）

◎ 具体的事業の内容

完了報告書において報告を受けた境界標設置個数データの整理。事業報告として以下の表にまとめました。

◎ 期間・条件

令和5年7月1日から令和6年6月30日までに完了報告かつ成果品でありチェック済のもの

報告個数内訳表（支所別） ※ 括弧書きは昨年度

支所	個数	支所	個数
大 津	173個 (149個)	高 島	15個 (18個)
草 津	125個 (11個)	守 山	103個 (34個)
甲 賀	121個 (366個)	東近江	77個 (243個)
彦 根	73個 (52個)	長 浜	113個 (236個)
合計（個数） 800個（1109個）			

報告件数内訳表（支所別） ※ 括弧書きは昨年度

支所	件数	支所	件数
大津	15件（10件）	高島	1件（2件）
草津	8件（1件）	守山	6件（3件）
甲賀	1件（4件）	東近江	9件（9件）
彦根	9件（7件）	長浜	9件（12件）
合計（件数）		58件（48件）	

◎事業に対する検証

本年度の設置枚数は前年度に比べ309枚減少し、件数は10件増でした。枚数については減少となっていますが、件数は増えているため、今年度は測量からの業務発注が増えたのではないかと推測いたします。

◎令和5年度実施による反省点や次年度活動への提案等

年々、TKファイルの数量記入の正確さや、成果品の完成度が高く感じられ、研修会等での説明が浸透してきたように思います。今年度についてもプレート配布については、昨年度と同様に郵送での配布を行います。設置枚数の多い社員への配布を郵送で良いのか等の方法についての検討を行って参りたい。

（イ）自主事業②（引照点等の標識設置）

◎具体的事業の内容

社員からの報告によるアルミベースクリアー設置個数データの整理。事業報告として以下の表にまとめました。

◎期間・条件

令和5年7月1日から令和6年6月30日までに完了報告かつ成果品でありチェック済のもの

報告個数内訳表（支所別） ※ 括弧書きは昨年度

支所	個数	支所	個数
大津	20個（20個）	高島	1個（0個）
草津	0個（2個）	守山	13個（2個）
甲賀	0個（2個）	東近江	0個（0個）
彦根	0個（2個）	長浜	0個（6個）
合計（個数）		34個（34個）	

◎事業に対する検証

本年度の設置個数は34個でした。昨年度の設置個数から増減はありません。

◎令和5年度実施による反省点や次年度活動への提案等

本年度設置個数は34個で、昨年度の設置個数から増減はありませんでした。次年度は各社員が常に

数個のベースクリアーを保管し、現場作業に携行して、基準点・引照点の設置時に使用していただくことで設置個数の増加を目指していければと考えております。測量を伴う業務発注を受けた際に、引照点・器械点のどちらかで設置をしていただきたい。設置された際には、協会ホームページの社員専用サンプルファイル（ベースクリアー仕様書）を確認し、設置報告書の点名と図面上の点名を同一のものにしてください。

(ウ) 自主事業③（街区基準点亡失調査）

◎具体的事業の内容

街区基準点亡失調査・データの整理・亡失調査終了後の基準点に関する継続的事業計画等。

◎実施区域

草津エリア

調査計画点数 273点

実施点数 273点

前回調査からの新たな亡失点 57点（亡失率約20%）

◎事業に対する検証

前回調査（平成24年度～平成26年度）で正常であった点のみを再調査致しました。調査方法、費用の面の検討をし、事業予算に応じた点数を調査する為の場所選定を致しました。

◎令和5年度実施による反省点や次年度活動への提案等

令和5年度は、予算の関係上調査規模を縮小しましたが、積極的に参加を希望する社員が多く、募集初日に定員となりました。令和6年度はもう少し調査範囲を広げ、より多くの社員に参加いただけるように検討しております。

また、経年や道路工事等による亡失点を集計することにより、街区点を管理している市に対して、これ以上街区点が亡失することを防ぐため、対策をするための基礎資料として活用して頂くことを目的としています。

(エ) 自主事業④（地図作成地域の公開）

◎具体的事業の内容

地図作成区域調査のベースとなる県下各市町の白地図データが古いため、これを新たに収集するため、各市町の公開状況を調査。

◎実施区域

県下19市町

◎事業に対する検証

白地図はホームページ上にて公開されている市町が増えているが、紙ベースで提供されている市町も依然として存在する。この結果を基に次年度に於いて紙ベース白地図を収集する。

(オ) 自主事業⑤（境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業）

◎「令和5年度土地月間県民フォーラム」の開催

※滋賀県県民活動生活課、公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会との共催

日時 令和5年10月22日（日）

会場 草津市立市民総合交流センター キラリエ草津
内容 土地に関する無料相談会 午前10時～午後4時
講演会「知っておきたい防災のこと」

講師 滋賀県県民活動生活課土地対策係、砂防課、流域政策局

◎無料相談会の実施

毎週木曜日、協会事務局にて官公署の嘱託事件を対象とした無料相談会を実施し、理事が交代で対応しました。社員には日々の業務で訪れる官公署において、職員からの相談には無料相談の一環として、真摯に対応していただきました。

◎講師派遣

事業推進部報告を参照してください。

(カ)自主事業⑥(自然災害等の被災地方自治体に対する支援活動)

今年度も、協会が官公署に出向き、お役に立てることについて発信するという事に積極的に取り組みました。また、本協会パンフレットを更新するために、具体的に内容を検討しました。

役員の改選に伴う災害時の連絡網の更新を行いました。また、SNS（LINE）を利用した連絡網も構築し、平時から利用することで災害時に具体的な活用ができるように取り組み、継続的な研究・検討をしました。

(キ)自主事業⑦(防災事業)

「土地月間県民フォーラム」において、本協会作成の「狭あい道路解消」及び、「地籍調査の推進」のパンフレットを配布しました。

「狭あい道路解消」、「過年度未登記土地の解消」等は災害予防及び災害時の復旧、復興において重要な役目を果たす事業です。しかし、各市町によって取り組み状況が違いますので、滋賀県土地家屋調査士会・滋賀県土地家屋調査士政治連盟と情報共有し、本協会としてのお手伝いの方法を検討しました。

令和5年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和6年8月

公益社団法人 滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会